

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 令和8年度単価契約物品
凍結抑制剤（塩化ナトリウム）1 t/袋 約 170 袋
- (2) 調達件名の特質等 配送料・諸費用をすべて含むものとし、その他詳細は別紙「令和8年度 岩手県凍結抑制剤（塩化ナトリウム）購入仕様書」のとおり
※ 購入見込数量はあくまで通年での概算値であり、気候により変動する場合があるため、必ずしも定例的な発注及び売上げを保証するものではないこと。
- (3) 契約予定期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 別紙「令和8年度 岩手県凍結抑制剤（塩化ナトリウム）購入仕様書」のとおり

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和8・9・10年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが、県内に支店等を有しており、その支店等が（3）の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和8年10月1日（木）午後5時までに13（2）の場所に各1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
また、仕様等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。

ア 材料承諾書（様式1）

別添様式により提出のこと。

イ 品質試験成績書

- (ア) 公的試験機関による成績書であること。
- (イ) 当該購入物品について今年度の実施した試験成績であること。

ウ 材料見本

入札参加者の氏名（法人の場合は、商号又は名称）を記載すること。

エ 定価見積書（様式2）

- (ア) 別添様式により提出のこと。
- (イ) 定価については、調達物品及び搬入等費用を含み、消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格を記載すること。

- (2) 仕様書等の提出にあたっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。

ア 提出年月日

- イ 入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職及び氏名）、電話及びFAX番号、担当者名（問合せ先）

ウ 調達件名（物品名）

エ 提出書類等の名称

- (3) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 仕様書等は岩手県において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、かつ迅速な供給体制が整備されたと判断した仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。
なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和8年10月6日（火）午後5時までとする。
- (5) 審査結果は、令和8年10月9日（金）午後5時までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

- (1) 1（1）について品目ごとの1単位当たりの単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、5（1）の日時に5（2）の場所に持参すること。
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年10月14日（水） 午前11時30分
- (2) 場所
釜石地区合同庁舎3階第1会議室（岩手県釜石市新町6番50号）

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、岩手県で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職、氏名及び印）
- (3) あて名は、「沿岸広域振興局長」とする。
- (4) 入札単価

- (5) 品名
- (6) 規格・品質及び銘柄
- (7) 単位
- (8) 納入期間

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額に1(1)の表中の購入見込数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
 - ウ 契約金額に1(1)の表中の購入見込数量を乗じて得た金額が100万円以下となる時。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
沿岸広域振興局釜石審査指導監
〒026-0043 岩手県釜石市新町6番50号 電話番号 0193-27-5528
- (3) 仕様書に関する照会先
沿岸広域振興局土木部 道路整備課 道路環境チーム
〒026-0043 岩手県釜石市新町6番50号 電話番号 0193-25-2393